

マイナンバーカード 受け取ってください！



はやく
みんなに
会いたいな



「平日は仕事を休めないから、受け取りに行けない…」
「学校から帰ったら、役場の開庁時間に間に合わない…」

そんなあなたに……

役場はお盆の期間も平常通り開庁しています。普段平日に休めない方は、ぜひ夏休みやお盆休みの期間を利用して、マイナンバーカードの受け取りにお越しください！

「これからマイナンバーカードの申請をしたいんだけど…」という方も、この機会にぜひどうぞ。

役場なら、写真撮影からオンライン申請まで全て住民課職員が行いますので、手ぶらでお越しただけで大丈夫です。ご家族揃って申請にお越しください。

住民課窓口でマイナンバーカードの申請をした方にプレゼントを差し上げています！（なくなり次第終了）



8月の休日申請受付



とき **8月27日(日)午前9時～正午** ところ **役場 住民課窓口**

※多くの来庁者が見込まれますので、待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174



マイナポイント第2弾を実施しています

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※1)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。申込期限は9月末までです。

役場では平日の午前9時から午後5時15分まで、申込の支援窓口を開いています。

マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得する方も含みます)。

最大**5,000**円分

マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(令和4年6月29日以前に利用申し込みを行った方も含みます)

7,500円分

公金受取口座の登録を行った方(令和4年6月29日以前に登録を行った方も含みます)

7,500円分

※1 QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

●公金受取口座登録における注意事項

- 登録する口座は**必ず本人名義**の口座である必要があります。本人以外の口座を登録した場合、給付金等の支給が遅れる場合があります。
- マイナポータルから登録した公金受取口座の情報をいつでも確認することができます。



総務省マイナポイント
事業ホームページ
[https://mynumbercard.
point.soumu.go.jp/](https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/)



マイナポータル
<https://myna.go.jp/>

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
役場 総務課 内線153